

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	作文	問題	現在、東京都は、2020年夏季オリンピックの招致活動を行っています。夏季オリンピックのような巨大イベントを日本に招致することは、日本の国民や社会にとってどのような意義と問題点を持つか、具体的に説明して下さい。
		出題の意図	今日的な課題を素材に、意義と問題点を分けてそれぞれ具体的に論じさせることで、受験者の日本語作成能力を判定しようというものである。論理的で説得力のある平明な文章が書けるかどうか問われており、論述の内容に独創性を求めるものではない。
3月	作文	問題	現在、日本では、スポーツ指導の際の体罰が問題となっている。あなたの出身国の状況と比較しながら、スポーツ指導の際の体罰の是非について、あなたの見解を説明しなさい。
		出題の意図	今日的な課題を素材に、出身国と日本の状況を比較しながら論じさせることで、受験生の日本語作成能力を判定しようとするものである。論理的で説得力のある平明な文章が書けるかどうか問われており、論述の内容に独創性を求めるものではない。

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	商法	問題	<p>【第1問】東京証券取引所に上場する甲株式会社(以下、「甲社」という)は、その製造する機械の輸出が不振で、営業成績が大きく悪化し、そのために株価も低迷状況にあった。甲社は、平成22年6月24日、東京都内のホテルの会議室を借りて、第40回定時株主総会を開催した。この第40回定時株主総会において、甲社株主Aは、甲社が業績立直しに向けてどのように取組んでいるのか質問を繰り返し行った。甲社の代表取締役であり総会議長でもあるBは、質問に答えた後、さらに質問しようとするAを遮り、他の株主に質問させた。また、甲社株主Xは、監査役候補者の適格性について質問しようとして、手を高く掲げ、発言の機会をたびたび求めたが、質問する株主が多かったため、Bは、最終的に、6時間が経過し、40名を超える株主が発言した時点で、Xに発言の機会を与えないまま質問を打ち切り、採決を行った。これにより、取締役5名(B、C、D、EおよびF)および監査役3名(G、HおよびI)の選任決議が成立した。</p> <p>なお、平成24年6月22日に甲社第42回定時株主総会が開催され、取締役Bの再任が決議された。この決議にはなんら法的瑕疵はなかった。</p> <p>以上の事実に基づき、Xは、第40回定時株主総会における取締役Bおよび監査役Gの選任決議の瑕疵を裁判で争うことを考えた。平成22年7月15日、Xは東京地方裁判所に訴えを提起した。もしも貴方が東京地裁の裁判官であるとして、現在の時点で、Xの請求を認めるか。</p>
		出題の意図	<p>【第2問】甲株式会社(公開会社。以下、甲社と記す)は、普通株式1万株を発行しており、そのうち8000株を乙株式会社(公開会社。以下、乙社と記す)が保有している。乙社は、近く甲社を吸収合併する事業再編を計画しており、同計画を円滑に進めるため、他の甲社株主に同計画を説明した上、理解を求めてきたが、甲社株500株を保有する株主丙がこれに強力に反対している状況である。そこで、乙社は、会社法上の全部取得条項付種類株式を利用して、丙の甲社株主としての地位をなくしようとするに至った。乙社がこれを実現するためには、どのような会社法上の手続きが必要とされるか、順を追って説明しなさい。</p> <p>【第1問】本問は株主総会決議の法的瑕疵について基礎的知識を問うものである。 主な採点項目は、以下の通りである。採点に当たっては、これらの事項を網羅的かつ論理的に記述できているかどうかを重視した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会決議取消しの訴え(831条) 原告適格と提訴期限 ・取消し事由 決議方法の法令違反または著しい不公正 ・決議取消訴訟の訴えの利益 ・説明義務(314条)の趣旨と適用除外(会施規71条) ・議長の議事整理権(315条)とその濫用 <p>【第2問】近年、企業再編の過程で、支配株主が少数株主を追い出す(スクイーズアウト)ためのスキームとして、全部取得条項付種類株式を利用するケースが多数見られ、そこには重要な法律上の論点が複数存在する。そのような論点を巡る議論を理解するためには、まずそのようなスキームがどのような会社法上の手続きを利用して行われるのかを正しく把握していることが必要であり、本問は、その点に関する基本的知識を問うものである。概ね、下記についての論述がなされていれば、満点と評価される。</p> <p>①種類株式発行会社になるための定款変更(会社法(以下、略)108条2項)に必要な株主総会特別決議(466条、309条2項11号)、②既発行株式全体を全部取得条項付種類株式にする手続き(111条2項)としての種類株主総会特別決議(324条2項1号)、及び定款変更の必要性(108条2項7号)に伴う株主総会特別決議(466条、309条2項11号)、③発行会社の株式以外の金銭等を取得対価とすること若しくは取得後一株未満となるような比率において発行会社の株式を取得対価とすることの決定(171条1項)に係る株主総会特別決議(309条2項3号)</p>

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	商法	問題	<p>【第1問】 株式会社の設立に関連して、以下の問いに答えなさい。 問1 株式会社の設立方法は2通りの方法がある。両者の違いがわかるように説明しなさい。 問2 株式会社の設立においては発起人が重要な役割を果たす。コンビニエンスストアの経営を目的とする株式会社を設立する場合に、その発起人が、設立の過程において、従業員を募集する広告を印刷してもらう内容の委託契約を印刷業者との間で締結したとすると、その印刷業者は、成立した会社に対して代金支払いを請求することができるか。 問3 発起人Yが株式引受人を募集したところ、Xはその募集に応じて株式を引き受け、払込みを完了した。ところが、Yは、途中で設立を断念してしまった。この場合、XはYに対して、払い込んだ金額に相当する額の賠償を請求することができるか</p> <p>【第2問】 株式会社Z(以下、Z社と記す)は、関西では大手に分類される海運業者で、大阪証券取引所第1部に上場する会社であったが、昨今のアジア域内における国際競争に敗れ、最近までの数年間は経常収支の赤字を記録し続けていた。 そこで、Z社の代表取締役Yの主導の下、巧妙な粉飾決算が行われ、平成23年度決算(会計年度末は毎年3月末日とされていた)に係る計算書類は、経常収支が黒字であることを示す虚偽の数字で装われた。ところで、平成24年7月20日、Z社が振り出した額面1億円の約束手形(振出日は同年7月1日、満期日は同年10月1日であった。以下、当該手形と記す)を有するRから当該手形の割引を依頼されたX銀行は、公表されたZ社の計算書類を精査した結果、Z社の財務状態は信頼し得ると判断して、同年7月23日、当該手形の裏書を受け、割引金9500万円をRに交付した。 しかし、同年8月末になって、Z社が行った粉飾決算が発覚し、マスコミ等によって連日大々的に報道された。これによりZ社はたちまち資金繰りに窮し、9月末日には倒産するに至った。また、Z社倒産後、Rは行方が分からず、かつRには目ぼしい資産もないことが後日判明した。同年10月1日、当該手形は果たして不渡りとなった。そこで、同年10月10日、Xは、Yに対して当該手形割引に応じたことによる損害9500万の賠償を求めて訴えを提起した。 以上の事実関係を前提に、XのYに対する損害賠償請求を基礎づける法的根拠として検討されるべきものは何か(①)、そしてそれは認められるか(②)。①については条文を明示し、②についてはその条文の趣旨を明らかにして検討しなさい。</p>
		出題の意図	<p>【第1問】は、株式会社の設立をテーマにして、関連する主要な法律問題である設立方法、発起人の権限およびその責任を取り上げて受験者の基礎的学力を問うものである。</p> <p>【第2問】は、名古屋高判昭和58年7月1日判時1096号134頁(以下、当該判決と記す)のケースを念頭に作問し、虚偽の計算書類に基づく取締役の第三者責任を、会社法429条2項1号口を挙げて検討することを求めるものである。 会社法429条2項は、平成17年改正前商法266条ノ3第2項を受け継ぐものであるが、当該判決に適用された法条は、さらに昭和56年改正前の旧商法の規定であり(266条ノ3第1項後段)、そこでは取締役等の責任は無過失責任と解された。本問では、この点に留意した上で、当該判決の趣旨が、取締役等につき立証責任の転換された過失責任であることを前提とする現行会社法429条2項の下での解釈としてなお有効であるかどうかにつき検討を加えた上で、解答することが求められている。</p>

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	知的財産法	問題	第1問 いわゆる、まねきTV事件最高裁判決(最判平成23年1月18日民集65巻1号121頁)について、事案と判旨を簡潔に説明した上で、その是非を論じなさい。
		問題	第2問 平成23年の特許法改正では、年来の多くの課題について立法的に解決が図られた。その改正内容について、3つを挙げて、それぞれ簡潔に説明しなさい。
9月	知的財産法	出題の意図	第1問 著作権法分野における近時の重要最高裁判決の1つについて、その内容を説明し是非を論じさせるものである。クラブキャッツアイ事件最判やロクラクⅡ事件最判など、似て非なる判決との区別を意識することが求められる。
		出題の意図	第2問 昨年の特許法大改正についての理解を問うものである。少なくとも、改正前の法内容、その問題点、改正法の内容を、それぞれ説明することが求められる。
3月	知的財産法	問題	第1問 著作物の創作性について、発明の進歩性と比較しつつ、説明しなさい。
		問題	第2問 特許審判制度の特徴を説明した上で、その存在理由について論じなさい。
3月	知的財産法	出題の意図	第1問 著作物の創作性要件について、似て非なる発明の進歩性要件と比較しながら、説明することを求めるものである。著作権制度、特許制度の趣旨にまで遡って説明することが望ましい。
		出題の意図	第2問 査定に対する不服申立て手段としての特許審判制度の特徴と制度趣旨を問うものである。行政訴訟手続と対比しながら説明することが望ましい。

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	国際取引法	問題	<p>【問題1】 次の設例に基づき、以下の二つの小問に解答せよ。</p> <p>[設例] 尼崎市にある電子部品製造会社Yが、タイ(ウィーン売買条約に未加盟)のバンコックに営業所を有するパソコン会社Xに、充電電池1000個を販売する売買契約を締結した。契約書においてはCIF Thailandとする条件が定められており、代金は総額で150万円であった。しかしその契約書には、いわゆる紛争解決条項は定められておらず、口頭においても準拠法選択及び法廷地選択はなされていなかった。</p> <p>商品がXのもとに到着して直ぐにXが検査を行ったところ、全ての電池が海水を浴びて使い物にならないことが分かった。そこでXはYに対して解除の通知をEメールで早急に送信し、それに対してYから受領を確認するEメールが同日返送された。Xは納期が切迫した注文(パソコン1000台)を受けていたので、その納期に間に合わせるためにマレーシアの企業から同等の充電電池を急いで購入し、何とか納期に間に合わせる同充電電池の時価相当であった。</p> <p>【小問1】日本の国際裁判管轄が認められることを前提として、日本の裁判所でXのYに対する損害賠償請求訴訟が行われた場合に、日本の裁判所が適用すべき法規則は何か。下記の参考条文を用いて、法的根拠を示しながらできる限り詳細に解答せよ。ただし、XとYとが取引を行ったのは今回がはじめてであったとする。</p> <p>【小問2】上記訴訟においてウィーン売買条約が適用されると仮定した場合、XはYからどれだけの損害賠償額を受け取ることが可能となるか。条文上の根拠を詳細に示して解答せよ。</p> <p>*【小問1】のための参照条文</p> <p>ウィーン売買条約1条</p> <p>(1) この条約は、営業所が異なる国に所在する当事者間の物品売買契約について、次のいずれかの場合に適用する。</p> <p>(a) これらの国がいずれも締約国である場合</p> <p>(b) 国際私法の準則によれば締約国の法の適用が導かれる場合 [(2)項以下は省略]</p> <p>ウィーン売買条約6条</p> <p>当事者は、この条約の適用を排除することができるものとし、第12条の規定に従うことを条件として、この条約のいかなる規定も、その適用を制限し、又はその効力を変更することができる。</p>
		出題の意図	<p>【問題2】 中国北京に主たる営業所を有する中国企業Aと、東大阪市に本社を有する日本企業Bとの間の製作物供給契約の契約書において、以下の紛争解決条項が定められていた。この条項自体は、両当事者の合意によって定められた有効なものであったとする。この契約の履行段階において紛争がAB間で発生した場合に、AがBに対する訴訟を大阪地方裁判所において提起することは許容されるか。法律的な根拠を示しながら解答せよ。</p> <p>「この契約からまたはこの契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、大阪において仲裁により最終的に解決されるものとする。」</p> <p>【問題1】について</p> <p>小問1は、ウィーン売買条約の空間的な適用範囲に対する理解を確認することで、国際契約の準拠法選択プロセスが正確に理解できているかどうかを確認することを目的とする。</p> <p>小問2は、ウィーン売買条約の実質法的な内容についての理解を確認することで、合わせて契約法全般について基本的な知識を確認することを目的とする。</p> <p>以上の2つの側面についての法的な理解を確認することにより、受験者が大学院における国際取引法の研究を開始するための素力を有しているか否かを、正確に判断するための出題である。</p> <p>【問題2】について</p> <p>本問は、近時、国際取引において極めて重要な役割を果たしている国際商事仲裁に関する仲裁合意条項についての基礎的な知識を確認するものである。また、そうした国際商事仲裁による紛争解決が、国家の裁判所による紛争解決制度との関係において、法理論的にどのように位置づけられるかについての理解をも合わせて問うことによって、国際民事訴訟法の基礎的理解をも合わせて確認することも目的としている。</p>

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	憲法	問題	<p>問1 以下の(1)および(2)について答えなさい。</p> <p>(1) 裁判所による国家行為についての憲法適合性審査(いわゆる違憲審査)の典型的な二つの類型を挙げ、それぞれの特徴およびその内容について簡単に論じなさい。</p> <p>(2) (1)で挙げた違憲審査の二つの類型が、権力分立原理の下でそれぞれどのような機能を果たすことになるのか。二つの類型の果たす機能の違いが分かるように、その機能について論じなさい。</p>
			<p>問2 裁判所の憲法適合性審査に関しては「二重の基準」と呼ばれる議論が有力に説かれているが、①二重の基準論とはどのような内容の議論であり、どのような根拠に基づいて主張されているか、②二重の基準論に対してどのような批判があるか、③日本の最高裁は二重の基準論に対してどのような態度を採ってきたか、について説明しなさい。</p>
		出題の意図	<p>問1 現代の立憲主義において統治機構における一つの重要な作用となる違憲審査について、一般に挙げられるその二つの類型、すなわち、付随的審査制と抽象的審査制の内容が理解されているか、その違いとして権力分立原理においてそれぞれが果たす機能を理解しているか否かを問うことが本問の趣旨である。</p> <p>(1)は、まさに付随的審査制と抽象的審査制の内容、違いが理解されているか否かという基本的知識を問うことが本問の趣旨となる。</p> <p>(2)は、(1)の知識を前提に、権力分立原理の下で、権力相互間の抑制均衡の機能を果たす付随的審査制に対して、権限が分割された統治組織の上からすべての国家機関の憲法適合性を審査する憲法裁判所型の抽象的審査制の特徴が理解されているか否かを問うものとなる。</p>
			<p>問2 現代の人権論における最も基本的な考え方の一つである二重の基準論について、その内容・根拠・批判・判例の現況を問うことによって、憲法学に関する基本的知識を備えているかどうか、また、その理解がどの程度であるかを測ろうとするものである。</p>

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	国際法	問題	1 国際法と国内法の関係について説明せよ。
			2 不干渉義務について説明せよ。
		出題の意図	1 人権条約の出現により、個人の人権について憲法と条約が重複して規律する事態が生じたため、国際法と国内法の関係は従来の理論的課題から実践的課題となっている。これまでどのように理論的に整理され、現代では、国際法と国内法の規範内容に抵触が生じた場合に、どのように処理されているかを問う設問である。
			2 国家は主権をもっており、国は他の国の国内事項に干渉してはならない義務を負っている。しかし、国家が国民の人権を大規模に侵害する場合に、国際社会が国家に代わって当該国民を保護する責任があるのではないかという議論も出てきている。人道的干渉に代わるこうした新しい概念についての知識を問う設問である。

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	法社会学	問題	<p>問1 「法文化(legal culture)」を「ある社会のメンバーに共通して抱かれ、世代から世代へと受け継がれていく、法に関わる一切の生活や思考の様式」と定義するとき、つぎの問いに答えなさい。</p> <p>(1) 裁判制度に関わる「法文化」の例を1つあげ、それが「法文化」の定義に合致する理由を分析して述べなさい。なお、例となる社会は日本社会でも他の国の社会でもよい。</p> <p>(2) 「法文化」を法社会的に研究する方法論として、量的サーベイ調査(アンケート調査)と質的事例調査のもつ、それぞれの長所と短所を比較して述べなさい。</p>
			<p>問2 明治期以降の日本における法専門職の諸特徴について、現代にまで至る歴史的展開に意を用いつつ、論じなさい。</p>
		出題の意図	<p>問1</p> <p>(1) 「法文化」は法現象の国際比較研究を行おうとするときには不可欠の概念であることから、その正確な理解を問うことを意図した設問である。</p> <p>(2) 基本的法社会学概念である「法文化」を用いて研究を実践的に構想できるための能力を調べることを意図した設問である。</p>
			<p>問2 専門職、とりわけ法専門職の歴史的諸特徴とは、(法社会学を含む)社会学の重要主題であり続けてきた論点であり、その基本的な理解を問おうとした設問である。</p>

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

9月	国際関係論	問題	<p>1. 国際関係における通貨の役割について論じなさい。</p> <p>2. 「アラブの春」について説明しなさい。さらに、国際関係論からみた「アラブの春」の特徴について論じなさい。</p>
		出題の意図	<p>通貨は国際政治と密接に結びついている。ポンド、ドル、円、ユーロ、人民元の盛衰は、国際政治の変動と切っても切り離せない関係にある。それぞれの通貨とそれを裏打ちする国・地域について論じてよいし、国際通貨制度の変遷や通貨統合の動き(ユーロ)を論述してもよいであろう。</p> <p>2010年末から2011年にかけて発生した中東での民主化の過程において、チュニジア、エジプト、リビアなどでは長期独裁政権が崩壊し、またその他の中東諸国も少なからぬ影響を受けたことを説明する。</p> <p>国際関係論からみた特徴の一つとして、アラブの春では、インターネット、携帯電話、フェイスブックなどの新しいコミュニケーション・ツールが用いられたことが指摘されるが、これらは即時に社会的なつながりを生み出すことによって、社会運動や国境を越えたネットワーク形成を活性化させる要素となった。またその結果、近隣諸国での政変は、強いデモンストレーション効果となって別の国での民主化運動を生み出した。これ以外に、経済発展による社会変化などの政治経済発展論やS.ハンティントンによる第三の波を援用した観点からの解答、またリビアやシリアの事例において欧米によって主張された「保護する責任」や国家主権の変容についての言及も可能である。</p>
3月	国際関係論	問題	<p>1. 以下の(a)~(c)の3つの語句から2つを選択し、説明しなさい。選択した語句の記号を明記すること。</p> <p>(a) 保護する責任 (responsibility to protect)</p> <p>(b) 環太平洋経済連携協定 (Trans-Pacific Partnership Agreement)</p> <p>(c) 構造調整プログラム (structural adjustment program)</p> <p>2. 人の移動は、国際関係にどのような変容をもたらしてきたのか。具体的な例を示しながら自由に論じなさい。</p>
		出題の意図	<p>1. 国際関係における重要語句を問う問題であり、また新聞などでもよく用いられる用語である。保護する責任については、ジェノサイド・民族浄化などの状況に対して、第一義的には国家の責任、それが難しい場合には国際社会の責任が問われるようになった。TPPは、環太平洋の一部の諸国によって締結されたものであり、この地域での多角的な経済自由化をめざす。日本の場合には、交渉参加をめぐって現時点では国内で議論が分かれている。構造調整プログラムは、IMFや世界銀行など国際金融機関による融資に伴い、受け入れ国に提示される一連の政策パッケージ(規制緩和、国営企業の民営化など)である。</p> <p>2. 国際関係は基本的に国家間の相互関係によって成り立つものであるが、国家以外の主体もまた国際関係のあり方や国家のあり方—主権、レジーム、安全保障、アイデンティティなど—に大きな影響を及ぼしてきた。ここでは、移民、難民、国内避難民など具体的な例をとりあげて、国際関係の変容に対する影響を論じることを期待する。</p>

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	政治学	問題	(1) 第二次大戦以降の任意の二人以上の権力論をとりあげ、その議論の具体的内容や相互の差異・特質等について考察せよ。
		問題	(2) 共同体論の議論を、それ以外の任意の一人以上の理論家の議論と対比することにより、共同体論の意義や問題点について考察せよ。
		出題の意図	政治学の重要問題に関する、最も基本的で重要な理論家や概念等に関し、第一に、個々の理論家や概念に即しながら、正確な知識が身に付いているか否かを考査する。同時に、そうした個別的知識を複数個組み合わせた、より大きな問題に対する解答を求めることにより、政治学のより全体的な言説構造の理解が的確なものであるか否かを考査する。

平成25年度大学院法学研究科博士課程前期課程外国人特別入試 問題と出題の意図

3月	行政学	問題	問1 公務員の政治任用 (political appointee) と資格任用 (merit system) の違いを述べた上で、具体的な国をあげて (複数あげても構わない)、その国では政治任用と資格任用がどのように用いられているかを述べなさい。
			問2 ニュー・パブリック・マネジメント (NPM: new public management) とはどのようなものなのか、また、いつ頃からなぜこうした動きが見られるようになったのかを述べなさい。
		出題の意図	問1 公務員制度についての基礎的な知識の習熟度を確認することが、この問題のねらいである。政治任用と資格任用の違いを、日米の対比などの具体的な例を用いて論述することが求められている。公務員に対する民主的統制の中に位置付けながら議論することができれば、さらに高い評価を与えることができる。
			問2 近年の行政のあり方やその変化についての、基礎的な概念の理解の程度を確認することが、この問題のねらいである。NPM という概念の定義、その背景的要因を的確に論述することを求めている。それ以前の行政のあり方との違いや、各国の具体例について論を進めることができれば、さらに高い評価となろう。